令和８年度第１回推進会議における主な御意見と対応案

資料１

NO.	意見概要	対応案
1	第２次計画の検討に当たっては、この５年間の社会の動きや、犯罪被害者等が置かれる状況の変化を捉えた内容としてほしい。	「第１章 計画の基本的事項」において、第２次計画は、現計画の基本的な考え方を引き継ぎつつ、この５年間における犯罪情勢の変化や本県における犯罪被害者等支援の取組状況等を踏まえ、本県の目指す姿や基本方針及び具体的施策を示すことを記載しました。（素案P.2）
2	計画を策定するだけでなく、実際に施策が実行できているか、効果が上がっているかを評価していく必要がある。 県民の認知度を把握する指標としてアンケート調査を実施してほしい。アンケート項目を目にすることにより言葉の認知にもつながると考える。	第２次計画の推進に当たっては、毎年度、計画に基づく施策の実施状況を確認し、その結果を公表するとともに、「千葉県犯罪被害者等支援推進会議」において実施状況を報告し、意見を伺い、その意見等を踏まえて必要な改善を行います。（素案P.3） また、第２次計画では、取組の進捗を確認するため、施策の認知度の把握を含め、各種指標を設定することとしています。
3	支援を行う側から問題を捉えるだけでなく、支援を受ける側である当事者の声が最も大切であり、第２次計画の検討に当たっても、当事者の視点を重視してほしい。	第２次計画の検討に当たり、犯罪被害者等が置かれている状況や必要な支援などを把握するため、犯罪被害者等及び民間支援団体を対象にアンケート調査を実施しました。（素案P.10～P.14） 計画の推進においても、犯罪被害者等の御意見を踏まえながら施策を推進してまります。
4	基本方針にある「犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援」と「心身の状況の変化に応じた、迅速で途切れることのない継続的な支援」は最も大切なことであり、今後も重視して検討してほしい。 アンケート結果にも表れているように、時期によって必要な支援が変わることを踏まえて、様々な施策を検討してほしい。	第２次計画においても、犯罪被害者等一人ひとりの事情や心身の状況等に応じた適切な支援を迅速に途切れることなく行うことを、基本方針として引き続き位置付けました。（素案P.18） 推進会議における御意見等を参考にしながら、施策を検討してまいります。
5	二次的被害について、しっかりとした対策を講じてほしい。 ＳＮＳがさらに普及・進化する中、被害者がＳＮＳ上で非難され、炎上する事案もあることから、県としても問題意識を持っているという姿勢を示すべきではないか。	「第３章 施策の基本的な考え方」において、二次的被害の防止の重要性を基本方針に位置付けました。（素案P.18） また、「第４章 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策」に、犯罪被害者等の置かれている状況等について、県民の理解を促進するとともに、二次的被害防止等の啓発を行うことを記載しました。（素案P.47）
6	市町村の犯罪被害者等支援に特化した条例の制定が進む中、情報をどのように一元的に管理・共有していくかを検討する必要がある。性犯罪被害者や殺人事件の遺族等が、関係機関ごとに何度も同じ説明をする必要がないよう、情報共有や連絡の方法を検討してほしい。 情報の取扱いについては、個人情報の保護を前提とした上で、行政機関だけでなく、捜査機関や弁護士会等とも円滑に連携することが重要である。	犯罪被害者等が関係機関ごとに同じ説明を繰り返すことによる負担の軽減に向け、個人情報の適切な取扱いに配慮した円滑な情報共有体制の構築は重要であることから、「円滑な情報共有体制」を施策項目の一つに位置付けました。（素案P.21） 「第４章 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策」において、市町村による見舞金等の支援を受ける際の取り扱いや、被害者手帳の作成について記載しました。（素案P.29）
7	性犯罪被害者への支援については、急性期支援と慢性期支援に分けて対策を考えてほしい。急性期支援だけで終わるのではなく、カウンセリング等の慢性期支援も必要である。 慢性期支援の全てをワンストップ支援センターで担うのではなく、地域の医療機関でも対応し、ワンストップ支援センターが急性期支援を中心に対応できるような役割分担も検討してほしい。	性犯罪・性暴力被害については、警察による各種支援に加えて、警察への届出を躊躇している方も同様の支援が受けられるよう、「ワンストップ支援センター」を中心とした支援体制を構築し、性犯罪・性暴力被害者に対する総合的な支援を提供しています。（素案P.27）ワンストップ支援センターでは、被害者の方の心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、カウンセリング、法律相談などの支援を実施しています。（素案P.35） 慢性期支援に関しては、ワンストップ支援センターと地域の医療機関等との連携を進めることが重要であると考えています。御意見は施策を推進する際の参考とさせていただきます。
8	学校内での児童生徒の性被害や障害者への性被害など、声を上げにくい方々にも目を向けた施策が必要である。 男性の性被害者も潜在的に存在すると考えられることから、男性の支援員や、泌尿器科、消化器外科・内科等の診療科との連携など、これまでとは異なる支援も検討する必要がある。少数の被害者にも目を向け、支援体制を充実してほしい。	男性の性被害を含め、性犯罪等被害については、被害を相談しづらく被害が潜在化しやすいとされていることから、ワンストップ支援センターにおける支援の充実を図るとともに、相談窓口の広報・啓発を強化し、誰もが相談しやすい体制を整備することを計画に記載しました。（素案P.27, 34） 御意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。

NO.	意見概要	対応案
9	県内市町村における犯罪被害者等支援条例の制定が増えたことは評価できる。 市町村の条例制定が広がっていることから、市町村の相談窓口のスキル向上も必要である。	市町村における犯罪被害者等支援の実施に当たり、窓口における犯罪被害者等に対するプライバシー等の配慮や二次的被害の防止、育児・介護等の施策との連携等について、会議や研修会等で周知を図るとともに、犯罪被害者支援コーディネーターを通じて必要な情報の提供や助言などを行います。（素案P.32）
10	カウンセリングの回数制限がなくなったことは性犯罪・性暴力被害者にとってメリットが大きい一方、ワンストップ支援センターでは、医療機関への振込み等の事務処理が膨大になっている。慢性期支援に係る事務職員の費用についても支援してほしい。	ワンストップ支援センターにおける支援の実施状況や事務負担を踏まえ、被害者支援を安定的に実施できる体制の確保について、引き続き検討します。（素案P.31）
11	各分野で人材不足が生じる中、支援人材をどのように確保するか検討する必要があり、人数だけでなく、支援の質についても考える必要がある。支援者からの二次的被害も生じていることから、人材の確保・育成は重要である。 二次的被害防止に関する研修を実施してほしい。また、研修に参加できない窓口職員もいることから、対応マニュアルや、使用を避けるべき言葉を示した「ＮＧワード集」のようなものも作成してほしい。	「第４章 犯罪被害者等支援に関する具体的な支援」において、民間支援団体において、犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成が課題となっていることから、県民向けの犯罪被害者支援員養成講座をより多くの方に受講していただけるよう広報啓発を実施します。（素案P.31） また、関係機関の職員等を対象として、二次的被害防止を含む適切な対応方法や支援に必要な知識等に関する研修を行うとともに、相談対応に活用できるマニュアル等の充実を図ります。（素案P.33）
12	人材の確保については、支援する側の負担をどのように軽減するかということも併せて考える必要がある。代理受傷の防止など、支援者を守るという視点も含めて検討してほしい。 被害者に真剣に接するほど、相談を受ける側も心理的な負担を抱えることがあるため、代理受傷防止対策は重要である。	民間支援団体における人材確保や育成については、支援に従事する者の心理的負担等にも配慮し、代理受傷の防止を含め、支援者を支えるための研修やカウンセリングなど、必要な支援を行います。（素案P.33）
13	重傷病見舞金について、入院３日以上という要件があることで、制度の利用が相当制限されているのではないか。 財源等の問題はあると思うが、より広い範囲を救済できる制度としてほしい。例えば、入院要件を満たす場合は10万円、入院には至らないものの傷病が重い場合はそれより少ない金額とするなど、金額をきめ細かく設定する方法も考えられる。	見舞金は、犯罪被害に伴う直後の経済的負担の軽減を図るための制度であり、御意見については、重要な御指摘として受け止めています。令和４年度から開始した見舞金制度について、これまでの運用状況や利用実績等を分析・検討してまいります。
14	性犯罪等の認知件数や相談件数が増加する中、被害者の心の傷の深さも考慮し、性犯罪・性暴力被害者を見舞金の対象とすることを検討してほしい。 人工妊娠中絶の初期では、日帰りや1泊入院となる場合がある。性被害に遭い妊娠中絶に至った場合については、重傷病見舞金の対象としてほしい。入院要件を一律に変更することが難しいとしても、少なくとも人工妊娠中絶をした場合の取扱いを検討してほしい。 ＰＴＳＤについても、身体的な外傷と同じくらい重症となる場合があることを踏まえ、一定の金銭的支援があるとよい。	性犯罪・性暴力被害は、人工妊娠中絶に至る場合も含め、被害者の心身に深刻な影響を及ぼすものと認識しております。 いただいた御意見については、重要な御指摘として受け止めており、令和４年度から開始した見舞金制度について、これまでの運用状況や利用実績等を分析・検討してまいります。
15	「見舞金」という名称自体に難しい感情を抱く被害者もいることを問題提起しておきたい。被害者は言葉一つひとつにもデリケートになっている実情を理解してほしい。	犯罪被害者等が置かれている状況や受け止め方は様々であり、支援に当たっては、制度の名称を含め、使用する言葉にも十分な配慮が必要であると認識しています。 いただいた御意見を踏まえ、一人ひとりの犯罪被害者等の心情に配慮した対応に努めてまいります。
16	アンケート結果では、１年後も賠償金が支払われていない割合が高いことなどを踏まえると、法律相談を１事案につき１回までとしている取扱いは見直してもよいのではないか。	犯罪被害後の損害賠償等をめぐる問題が長期化する場合があることを踏まえ、無料法律相談の利用状況等を確認しながら施策を検討してまいります。

NO.	意見概要	対応案
17	市町村の犯罪被害者等支援条例の制定が進む中、市町村の無料法律相談を利用した場合に、県の制度を利用できないことは、被害者にとって事実上の「たらい回し」となり、市町村の取組の意欲を削ぐことにもなりかねない。法テラスの利用も含め、他の公的な法律相談制度を利用した場合でも、県の無料法律相談を利用できるよう見直しを検討してほしい。仮に県の無料法律相談を１事件につき１回までとする場合でも、市町村や法テラスの法律相談を利用した後に県の制度を利用できれば、事実上複数回の相談機会を確保できるため、その観点からも検討してほしい。	市町村や法テラス等の法律相談を利用した場合に県の無料法律相談を利用できない現行の取扱いについて、被害者の相談機会を確保するとともに、市町村等による支援との連携を図る観点から、施策を検討してまいります。
18	犯罪被害に関する相談件数の増加に比べ、弁護士による無料法律相談の利用実績が少ないため、制度の周知を徹底する必要がある。一方、弁護士による無料法律相談には、「弁護士会と連携した無料法律相談」のほか、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターによる法律相談」もあるため、利用状況を捉える際には両方の実績を把握しておく必要がある。	「第４章 犯罪被害者等支援に関する具体的な支援」において、弁護士による無料法律相談として、「弁護士による法律相談の実施」（素案P.38）及び「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談」（素案P.35）に記載します。 より多くの犯罪被害者等が必要な相談につながるよう、制度の一層の周知を図ります。また、利用状況の把握に当たっては、両方の実績を確認します。
19	無料法律相談の対象外や見舞金の不支給事由として、被害者と加害者との間に親族関係がある場合などと記載することは、親族間犯罪が少なくない中、メッセージとしても適切ではないのではないか。 親族間犯罪については、一律に対象外とするのではなく、個別に社会通念上の適否を判断する取扱いを検討してほしい。	弁護士による無料法律相談の対象要件や見舞金の不支給事由について検討する中で、親族間犯罪の取り扱いについても、制度の趣旨や支援ニーズ等を踏まえ検討してまいります。
20	特に性暴力被害者にはＰＴＳＤとなる方も多く、ＰＴＳＤ治療の第一選択である認知行動療法は、ある程度集中的に行う必要がある。月１回程度で長期間行うよりも、毎週集中的に行う方が、被害者の負担軽減や回復につながる場合がある。 治療方法によっては毎週の治療が必要となることも考慮し、カウンセリングについて「月１回以下」などと一律に受け取られるような周知とならないよう、柔軟な対応が必要である。	性犯罪・性暴力被害者に対するカウンセリングについては、従前は５回までという制限を設けていましたが、被害者の精神的回復を支援するため、令和７年度に回数制限を撤廃し、３年間に渡り回数制限なく支援を受けられるよう拡充したところです。 引き続き、被害者の状態に応じて必要なカウンセリング支援が行われるよう、制度の運用に努めます。また、周知に当たっても、一律の利用制限があるとの誤解を招かないよう配慮します。
21	犯罪被害者を支援する医療機関は全国的にも負担が大きく、ワンストップ支援センターにとって、被害者を医療支援につなげることが難しい状況がある。 医療機関では緊急対応を行う医師がいても、夜間の救急対応に係る時間外手当等を病院が負担している。例えば、救急で被害者を受け入れた場合に何らかのインセンティブを設けるなど、協力医療機関への支援を検討してほしい。	性犯罪・性暴力被害者を円滑に医療支援につなぐため、協力医療機関と連携して支援を行っており、御意見は施策推進の参考とさせていただきます。
22	インターネットやＳＮＳを利用した犯罪が増える中、青少年ネット被害防止対策は重要であり、小さい頃からの予防対策は今後さらに重要になる。様々なリスクへの対策が強化されているが、更なる周知・徹底を図ってほしい。	青少年がインターネット上のトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、学校等と連携したネットパトロールを実施しているところであり、青少年ネット被害防止対策を引き続き推進することを計画に記載しました。（素案P.44）
23	犯罪被害者週間における県民のつどいの開催をはじめ、リーフレットやポスター等による啓発・周知に積極的に取り組んでいることは評価できる。 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、リーフレットの配布やポスターの掲示など、学校をはじめ様々な場所で広報・啓発が行われている。目に留まり、心に残る広報・周知を行うことが大切である。	犯罪被害者等が置かれている立場や犯罪被害者等支援について、広く県民に周知するため、犯罪被害者月間や被害者支援関連行事等を通じ、リーフレット、ポスター等を活用した広報啓発を引き続き実施します。 また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、必要な方の目に留まり、相談につながる効果的な広報に取り組みます。（素案P.47）

NO.	意見概要	対応案
24	認知度を高めるため、犯罪被害者等支援のシンボルマークである「ギュっとちゃん」を犯罪被害者週間に合わせて着用するなどの取組を検討してはどうか。 犯罪被害者支援は一般の方には遠いものと感じられるため、幅広い層が利用する運転免許更新の機会に、無料法律相談制度等のチラシを配布してはどうか。その際「犯罪被害者支援をご存じですか」など啓発につながる文言を入れるとよい。 特に若い世代は紙媒体をあまり見ず、スマートフォンで情報を得ることが多いため、SNSを活用した相談窓口の周知など、時代に即した、多くの方がアクセスしやすい広報を検討してほしい。	犯罪被害者等支援の認知度向上に向け、「ギュッとちゃん」の積極的な活用を検討します。 関係機関と調整の上、犯罪被害者週間等の機会を捉えた啓発に加え、幅広い県民に情報を届ける機会やＳＮＳ等を活用するなど、対象に応じた効果的な広報・周知に取り組むことを計画に記載しました。（素案P.46）
25	教育現場における性犯罪・性暴力については、教職員へのアプローチだけでなく、保護者への問題提起も含め、そのような問題があることを広く周知する必要がある。 学校や福祉施設には閉鎖的な面もあることから、研修や啓発活動をさらに実施してほしい。	学校や福祉施設等における性犯罪・性暴力を含む犯罪被害の防止や早期発見につなげるため、職員等に対する研修・啓発を推進するとともに、作文コンクールの開催等を通じ、保護者等への理解促進に取り組みます。（素案P.47）
26	被害者は、生活面などで適切な支援が行われることで被害からの回復につながる。また、被害者のための新たな制度ができることで希望を持ち、被害後の生活を進んでいくことができる。県には、さらに支援制度の内容を検討し、心身の回復につながる支援を行ってほしい。	犯罪被害者等が被害から回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう、生活面を含めた必要な支援を途切れることなく提供することを計画の基本的な考え方として位置付け、支援施策の充実に取り組みます。 推進会議に御意見等をいただくとともに、他の自治体における支援事例等も参考にしながら、被害に遭われた方に寄り添ったきめ細かな支援の一層の充実について検討してまいります。（素案P.18）
27	継続計画は目新しさがなくなりがちであるため、施策にメリハリを付け、できれば目玉を作っていただき、見せ方についても検討してほしい。	第２次計画では、社会情勢や犯罪被害者等を取り巻く状況の変化、推進会議での御意見等を踏まえ、重点的に取り組む施策が分かりやすい構成となるよう検討を進めます。